

双葉町こども計画

〔 令和7年度～令和11年度 〕



令和7年3月

双葉町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の概要	2
第2章 こどもと家庭を取り巻く状況	4
1 こどもと家庭の状況	4
2 アンケート調査からみられる状況	8
3 課題の整理	17
第3章 計画の基本方向	19
1 基本理念	19
2 基本とする視点	20
3 基本目標	21
第4章 施策の方向	22
基本目標1 こども・若者を権利の主体として今とこれからの最善の利益のための取組を推進します。	22
基本目標2 こどもの成長や若者のライフステージに応じた子育て当事者への切れ目ない支援を推進します。	24
基本目標3 良好な成育環境を確保し、すべてのこども・若者の成長を支援します。	34
基本目標4 こどもと子育てにやさしい地域づくりに取り組みます。	38
その他の事業	39
第5章 子ども・子育て支援事業の推進	40
1 子ども・子育て支援事業	40
2 教育・保育の量の見込み	42
3 地域子ども・子育て支援事業の見込み	43
第6章 計画推進に向けて	45
1 推進方策	45
2 国、県及び避難先の自治体、関係機関等との連携	46
資料編	47
1 双葉町福祉計画推進協議会設置条例	47
2 委員名簿	49
3 策定経過	50

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

令和の時代に入り、少子化・高齢化は加速しており、そのような社会変化にこどもと子育て家庭の抱える課題は増大し、生きづらさを抱えたこども・若者が増え、ニート、ひきこもりなどの若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校などの諸問題がコロナ禍も影響し、深刻化・長期化しています。また、若い世代が結婚や子育てに対する不安や、子育て家庭の不安・孤立感が少子化に影響しているともいわれています。

次代の社会を担うこども・若者・子育て家庭などが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。

本町は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から14年が経過した現在も多くの住民は避難生活が続いています。そのような中で、令和4年6月に復興まちづくりに関する総合計画として策定した「双葉町復興まちづくり計画（第三次）」に基づき、町の復興・再興に向けた取組を進めており、住民の帰還に向け取組の一層の加速化を図っています。

子育て支援については、「双葉町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、こどもと子育てを支援する取組を進めてきました。これらの基本方針と町民の避難生活が長期化していることを踏まえつつ、双葉町のこども・若者・子育て家庭を支援していくための計画として策定します。

2 計画の概要

(1)根拠となる法令

①こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法を、令和4年6月に公布し、令和5年4月に施行しました。

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定められています。

②子ども・子育て支援法

少子化の進行などの社会変化にあわせて、家庭・地域の子育て環境の向上を図るために平成24年8月に公布されました。令和6年度の一部改正では、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進等が示されました。

③次世代育成支援対策推進法

少子化の流れを変えるため、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ育成される環境整備を進めるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、集中的かつ計画的に次世代育成支援対策に取り組んでいくことを目的に、平成15年7月に公布されました。仕事と生活の調和のさらなる推進が必要と示されています。

④こどもの貧困解消対策の推進に関する法律

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るためこどもの貧困対策の基本を定めたもので、平成25年に成立しました。令和6年の一部改正で、こどもの貧困解消対策の推進に関する法律となりました。

⑤子ども・若者育成支援推進法

情報化による有害情報の氾濫などのこども・若者をめぐる環境の悪化、ニート、ひきこもり、発達障がい等の精神疾患など、こども・若者の抱える問題が深刻な状況にあることを踏まえ、こども・若者の健やかな育成、こども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援のために平成21年に制定されました。令和6年の一部改正では、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者」として各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。

(2)計画の位置づけ

双葉町のこども施策の総合的な計画として位置づけ、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困解消対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する市町村計画に位置づけられます。また、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられ、「双葉町次世代育成支援行動計画（母子保健計画を含む）」の内容を含めています。

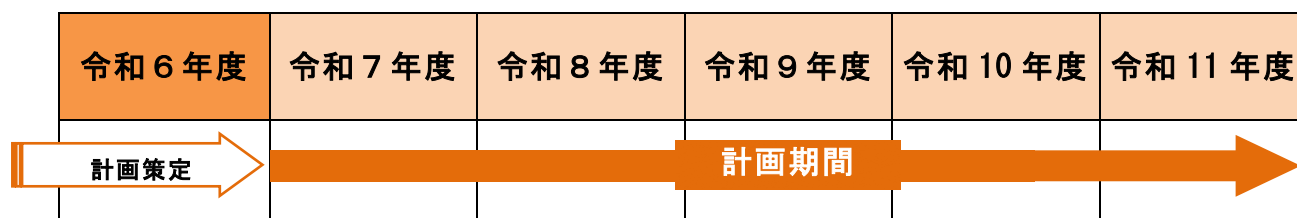
本計画は、「双葉町復興まちづくり計画（第三次）」などの上位計画、健康福祉分野の諸計画との整合を図りながら策定しました。

(3)計画の対象

こども基本法では「こども」は心身の発達過程にあるものと定義されています。これを本計画の対象の基本とし、取組・事業においては、目的や趣旨により対象年齢を設定することが合理的な場合は設定するものとします。目安として、児童福祉法第4条に基づく「児童」は概ね18歳未満となり、こども・若者計画は概ね29歳まで（取組によって39歳まで）、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育サービスや地域子育て支援事業等は、概ね18歳未満までを対象とします。

(4)計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。



(5)計画の策定体制

双葉町福祉計画推進協議会を設置し、本協議会において計画内容の検討を行い策定しました。

策定にあたっては、子育て世帯の「教育・保育・子育て支援」に関する「現在の利用状況」等を把握することを目的としてニーズ調査、小・中学生、高校生等の生活状況を把握するための調査を令和5年度に実施し、計画への反映に努めています。

策定後は定期的に施策の進捗状況を点検し、双葉町福祉計画推進協議会に報告しご意見をいただき、着実な推進を図ります。

第2章 こどもと家庭を取り巻く状況

1 こどもと家庭の状況

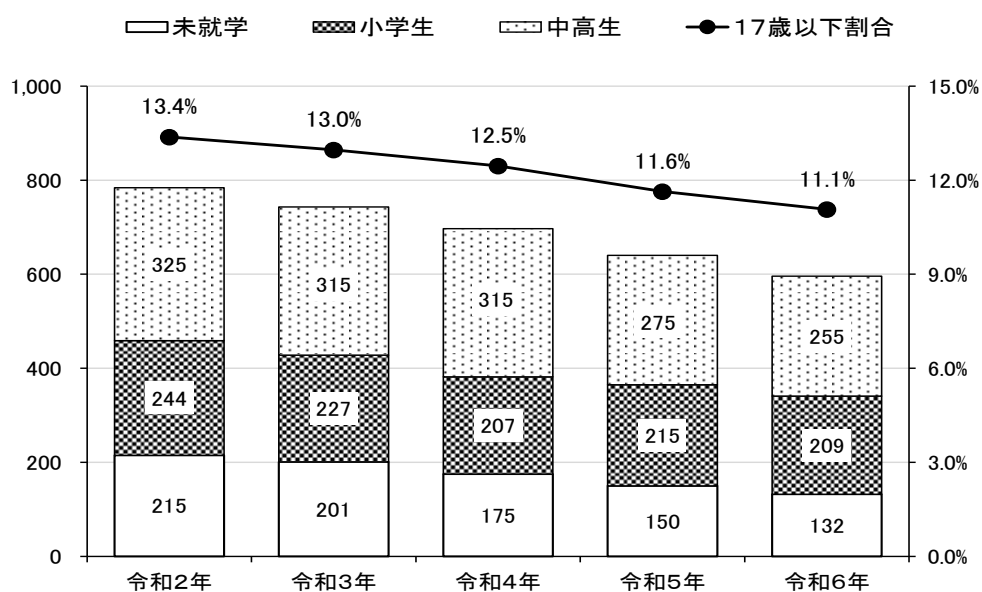
①人口推移

令和7年1月末現在の避難状況は、県内避難者が3,769人、県外避難者が2,651人となっています。県内避難者のうち、1,988人がいわき市に避難しており、県内避難者の半数程度を占めています。郡山市、南相馬市、福島市に避難している住民も多くみられ、双葉町内の居住人口は73人となっています。

令和2年は総人口が5,860人でしたが、毎年100～130人程度微減しており、令和6年は5,385人となっています。そのうち、17歳以下の人口は令和2年が784人で、令和6年は596人に減少しており、なかでも未就学と中高生の年齢となる13～17歳の人数が減少しています。（町ホームページより）

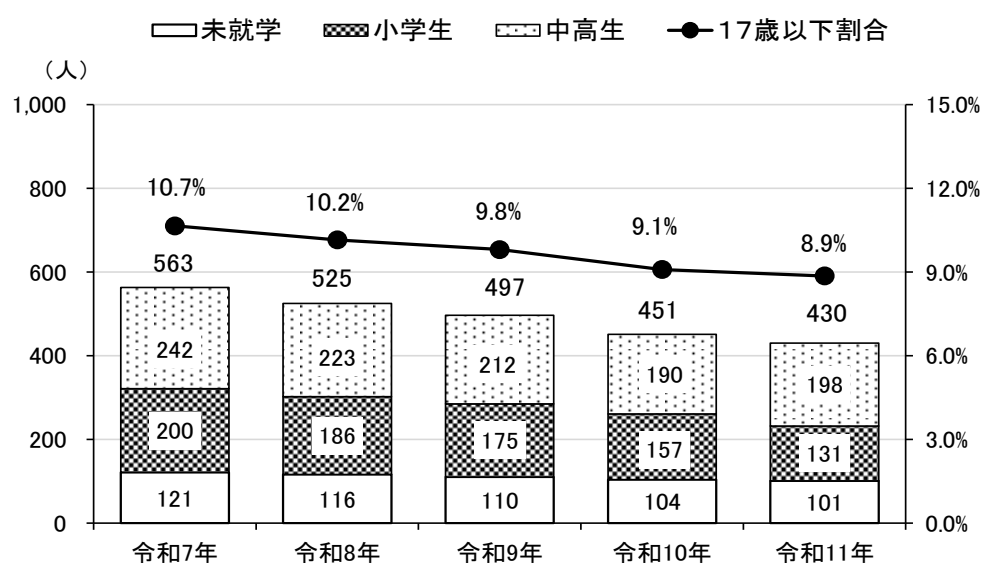
総人口・17歳以下の人口推移（住民基本台帳各年4月1日現在）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	5,860 人	5,730 人	5,596 人	5,498 人	5,385 人



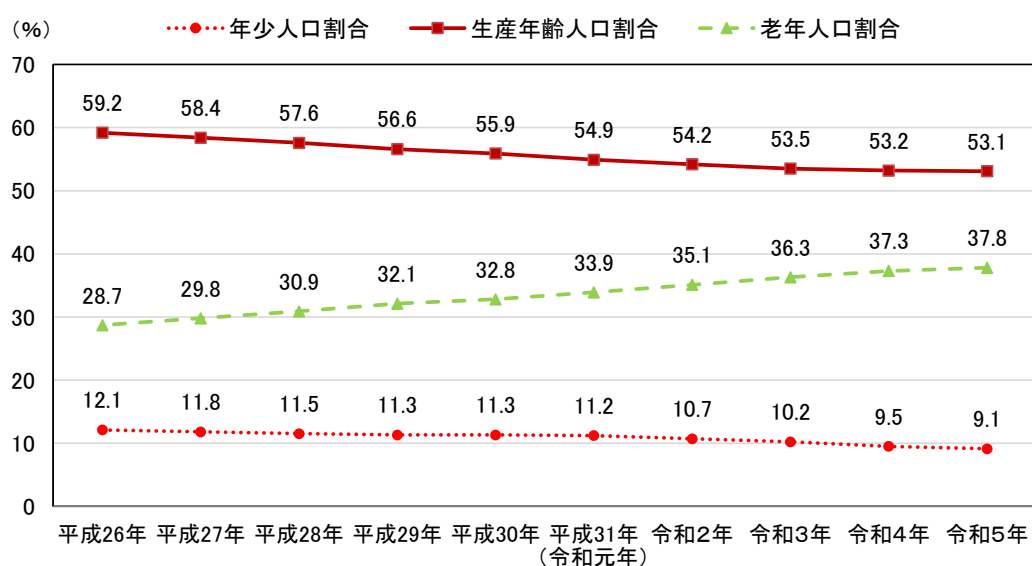
令和2～6年の平均変化率で推計すると、17歳以下の人口は微減が見込まれ、令和11年は430人と推計されます。

17歳以下人口の推計(コーホート変化率法により推計)



人口構成(3区分)の推移では、15～64歳の生産年齢人口割合が緩やかに低下して53%台となり、0～14歳の年少人口割合も緩やかに低下して、令和4年以降は10%を下回っています。一方、65歳以上の老年人口割合は微増が続いており、令和5年は37.8%となっています。

人口構成の推移(総務省住民基本台帳に基づく世帯数、各年1月1日現在)

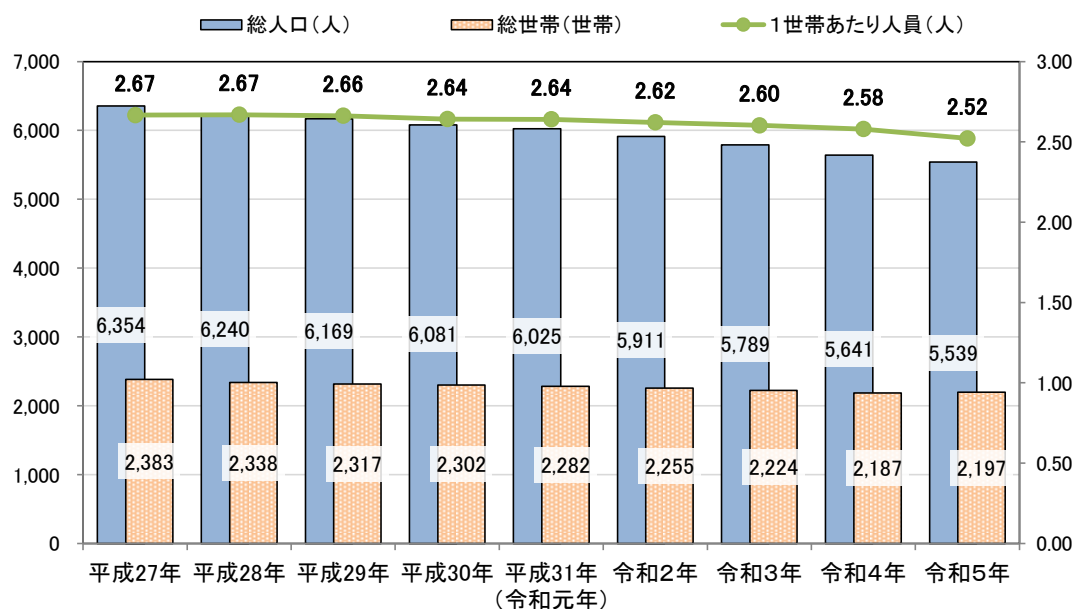


(出典)総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」
※総人口に対する割合(年齢不詳は除く)

②世帯数

平成30年に2,302世帯であった世帯数は微減しており、令和5年は2,197世帯となっています。1世帯あたり人員も減少傾向で令和4年以降は2.5人台で推移しています。

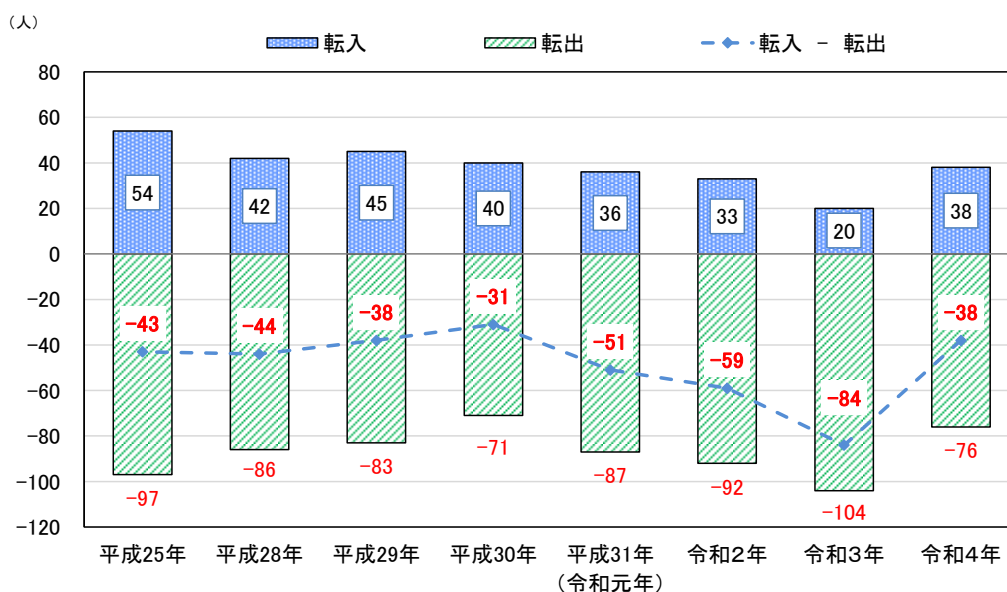
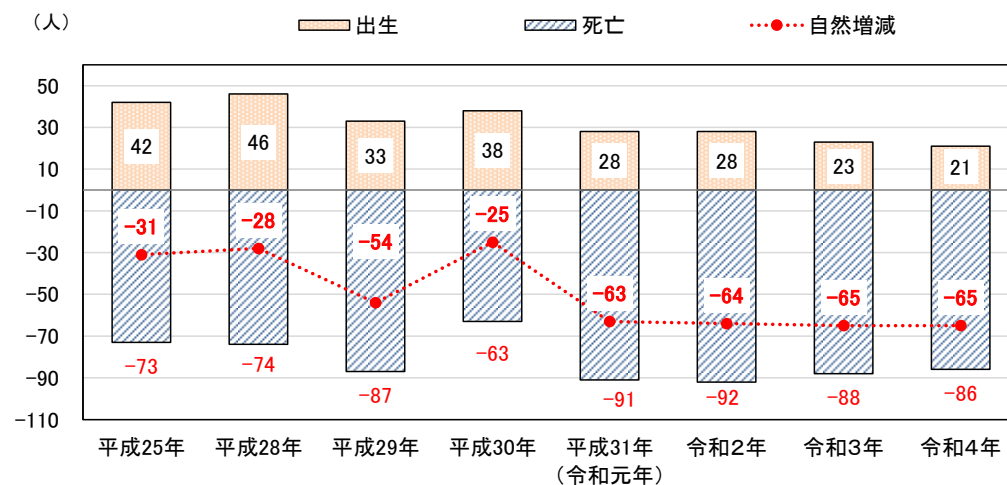
世帯数の推移(総務省住民基本台帳に基づく世帯数、各年1月1日現在)



③人口動態

死亡数が出生数を上回って自然減となっています。出生数は令和元年度以降20人台となっています。転出数が転入数を上回って社会減となっています。

人口動態の推移(総務省住民基本台帳に基づく人口動態、各年1～12月の計)



2 アンケート調査からみられる状況

①調査概要

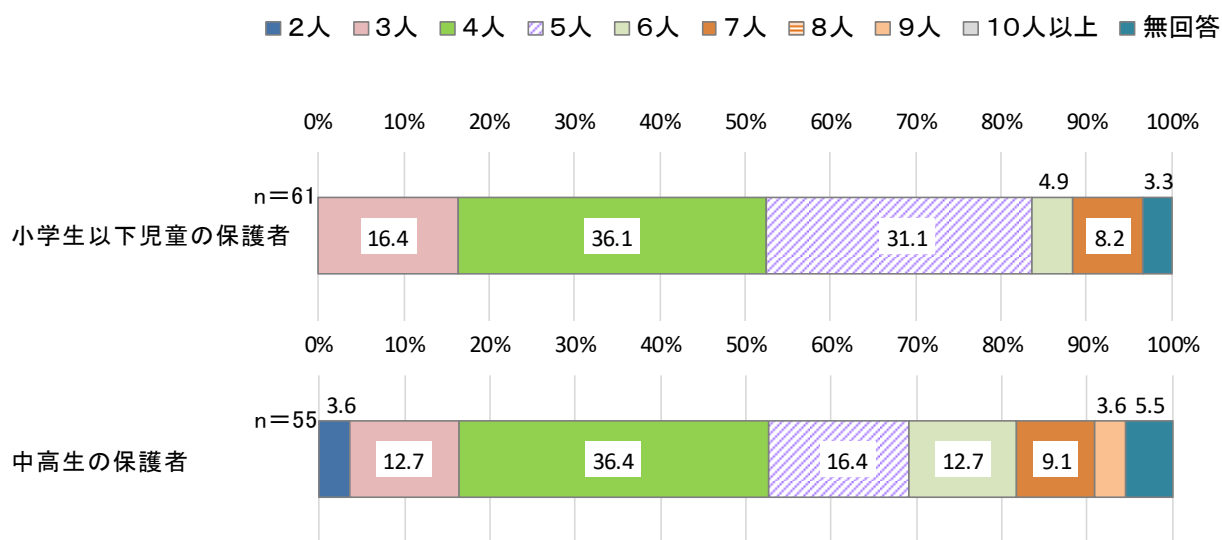
こども・若者・子育て世代などの意識調査と、子育てサービス利用状況等を把握し、計画の基礎資料とするため、令和6年3月に、高校生以下のこどものいる世帯の保護者、小学校高学年から高校生等のこども本人にアンケート調査を実施しました。

アンケート結果

調査対象	未就学児童・小学生のこどものいる世帯	中学生・高校生等のこどもの保護者	小学校高学年のこども本人	中高生等のこども本人
配布数	269 世帯	267 人	102 人	267 人
回答数	61 世帯	55 人	20 人	47 人
回収率	22.7%	20.6%	19.6%	17.6%

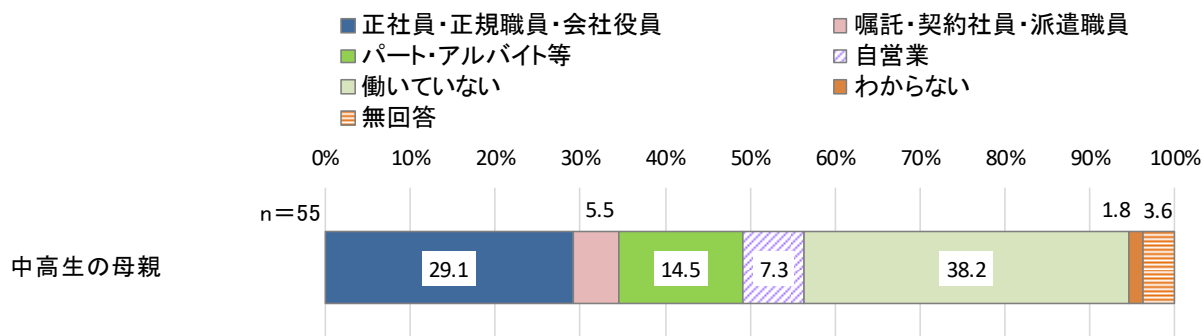
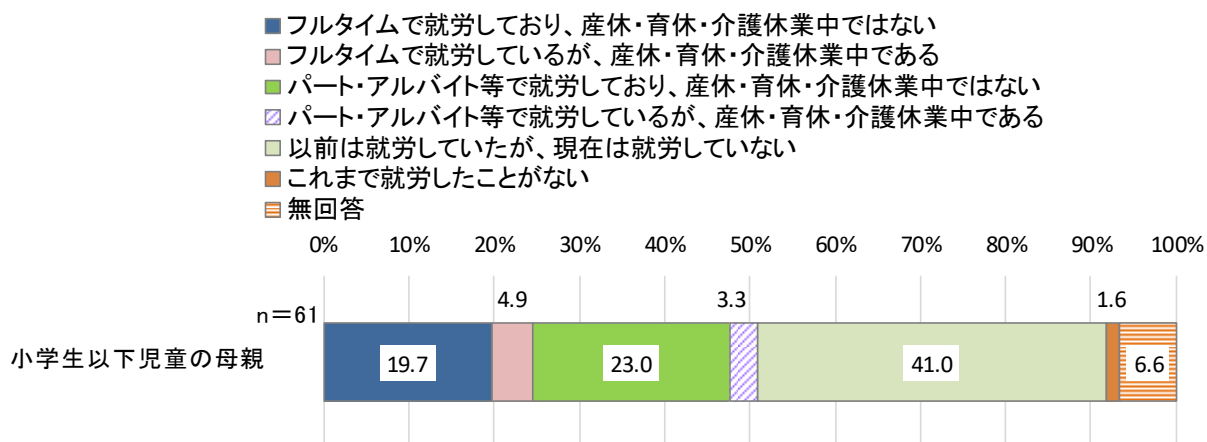
②世帯人数

小学生以下児童の保護者で最も多い世帯人数は「4人」で36.1%、次いで「5人」が31.1%となっています。中高生の保護者で最も多い世帯人数は「4人」で36.4%となっています。



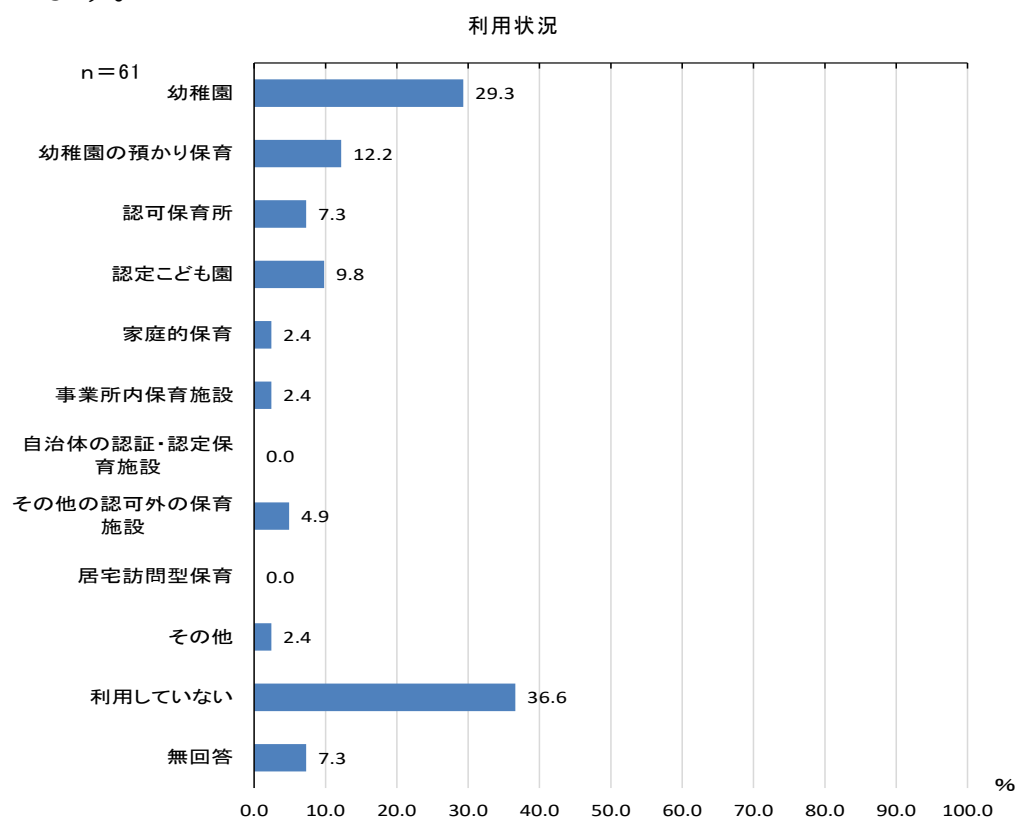
③就業状況

小学生以下児童の母親は「以前は就労していたが、現在は就労していない」が41.0%、中高生の母親は「働いていない」が38.2%となっています。

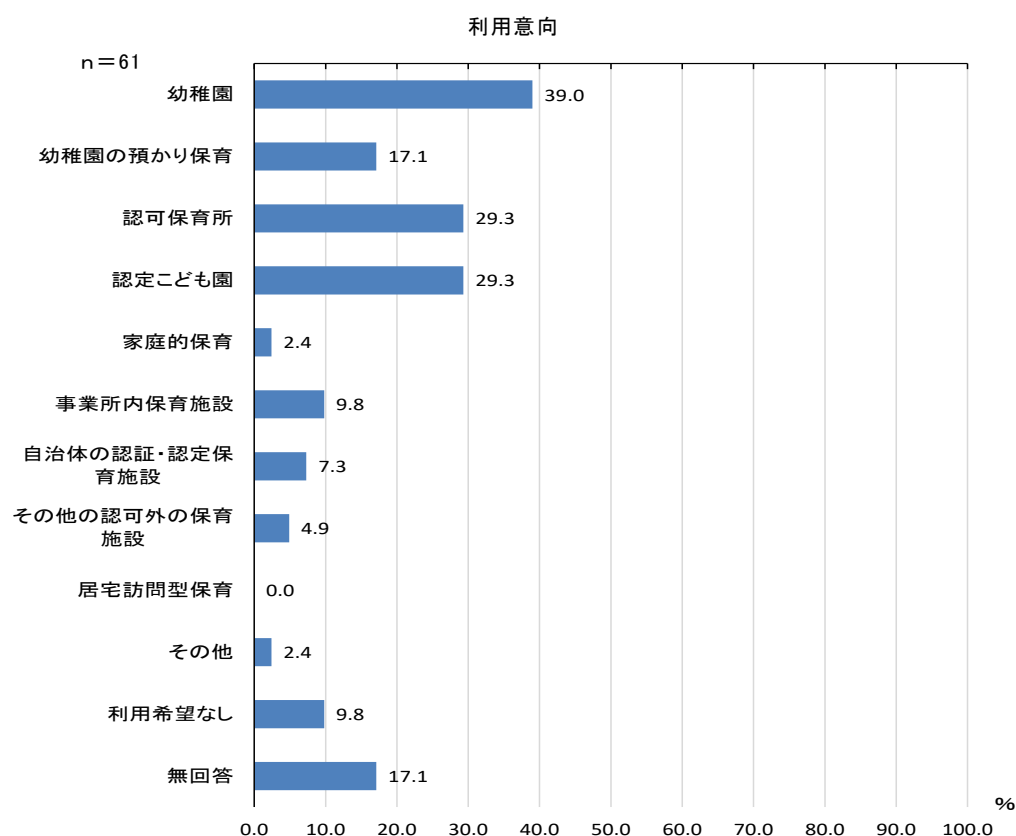


④教育・保育事業の利用

利用している教育・保育施設は、「幼稚園」が29.3%、「認可保育所」や「認定こども園」の利用がそれぞれ10%弱で、「利用していない」が36.6%となっています。

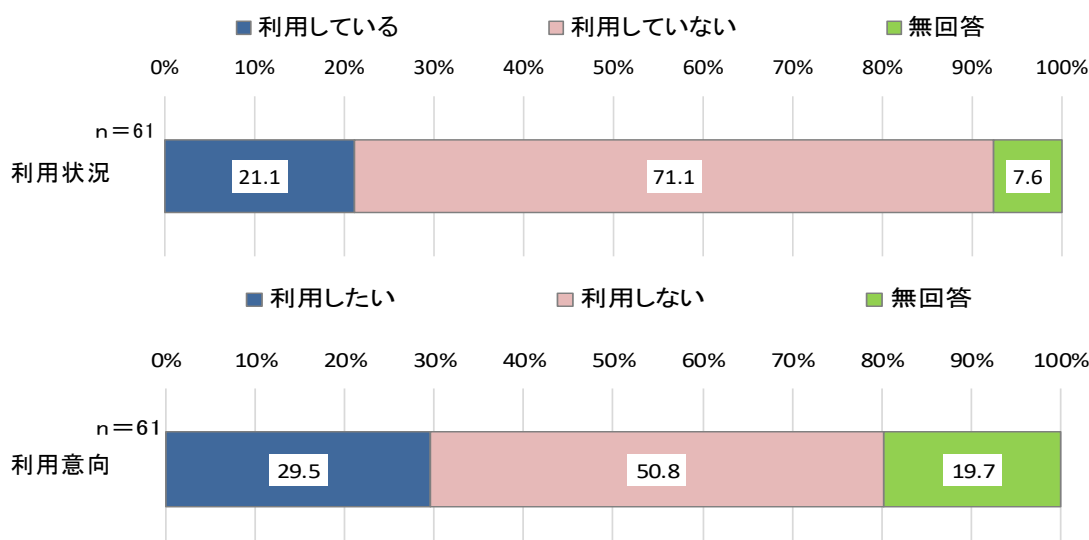


今後の利用希望では、「幼稚園」が39.0%、「認可保育所」と「認定こども園」がともに29.3%となっており、利用希望は増加しています。

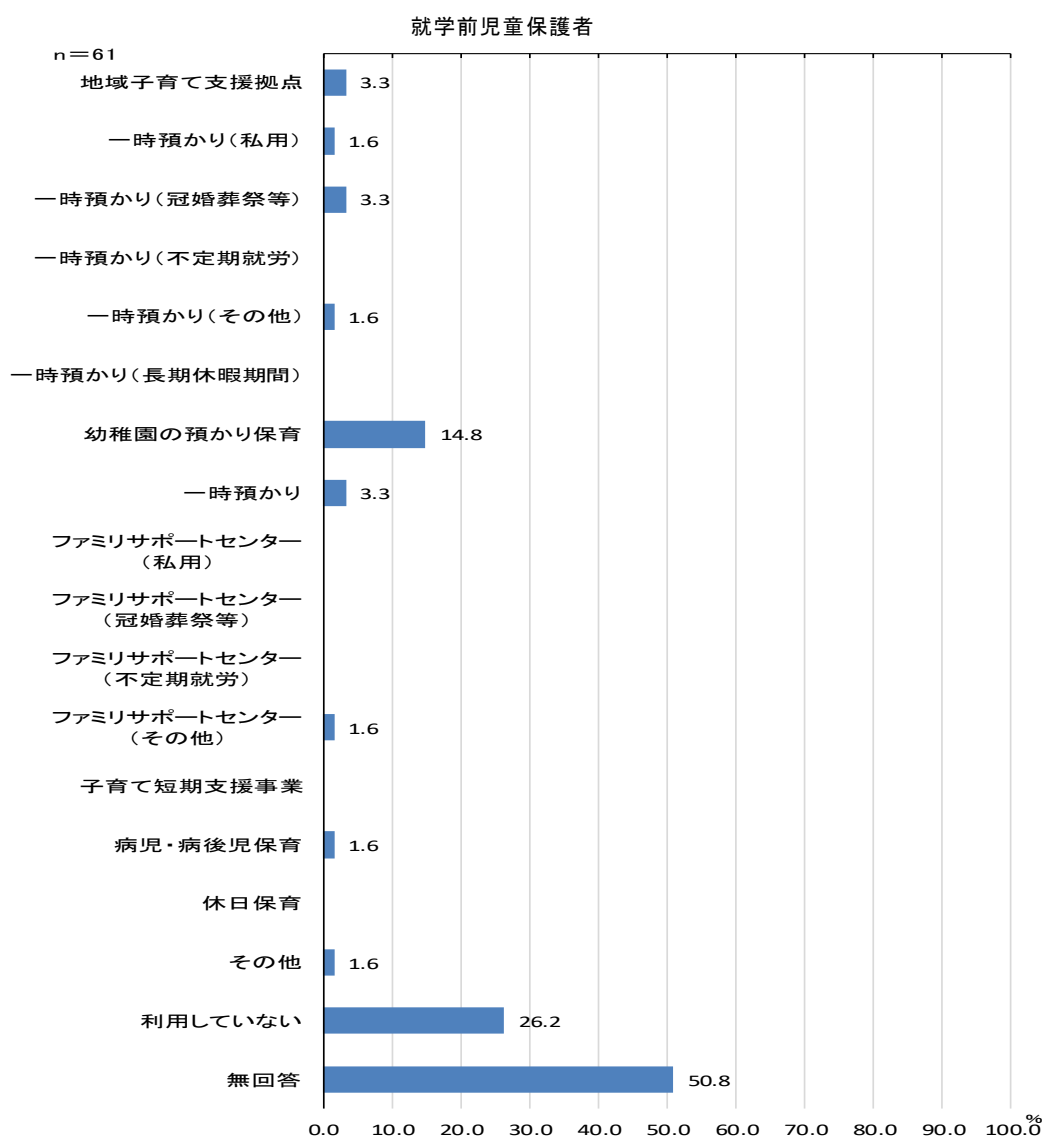


⑤放課後児童クラブの利用状況

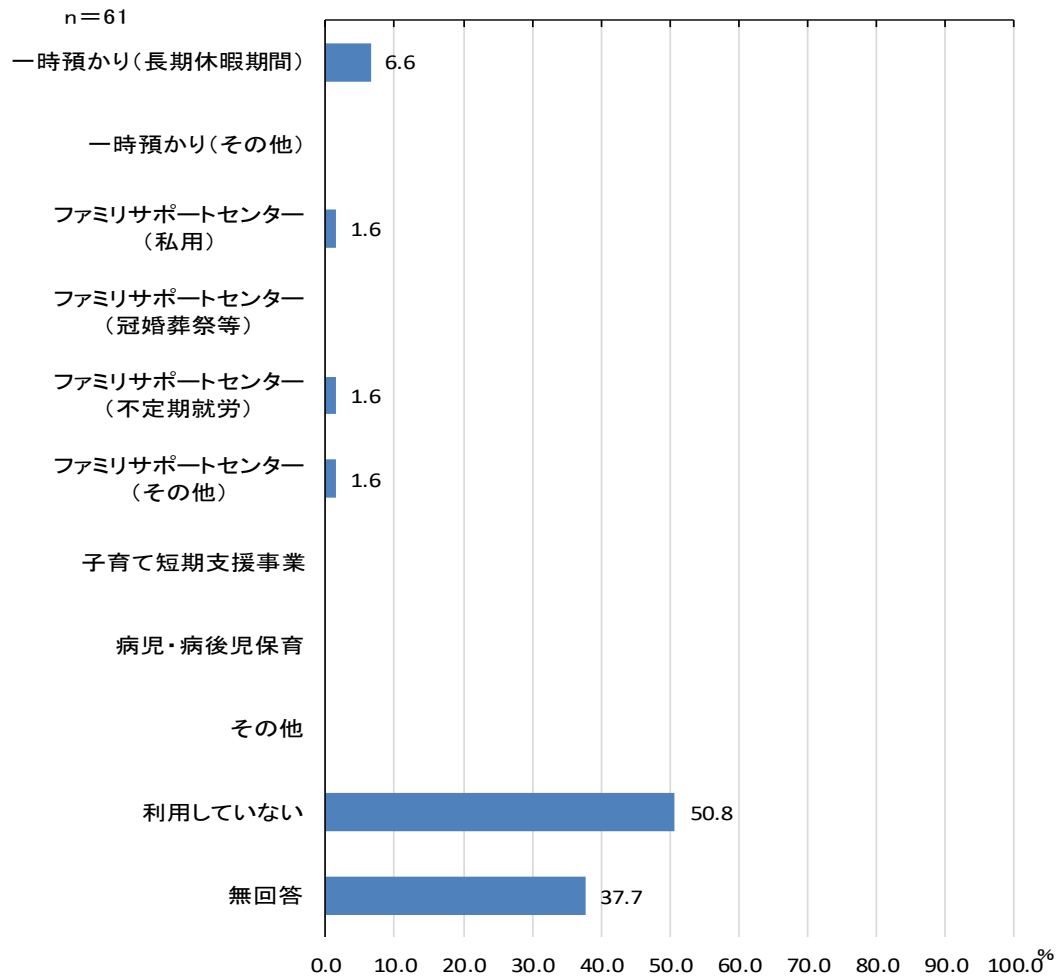
「利用していない」が71.1%、「利用している」は21.1%となっています。
今後の利用については、「利用したい」が29.5%と微増しています。



⑥子育て支援サービス等の利用

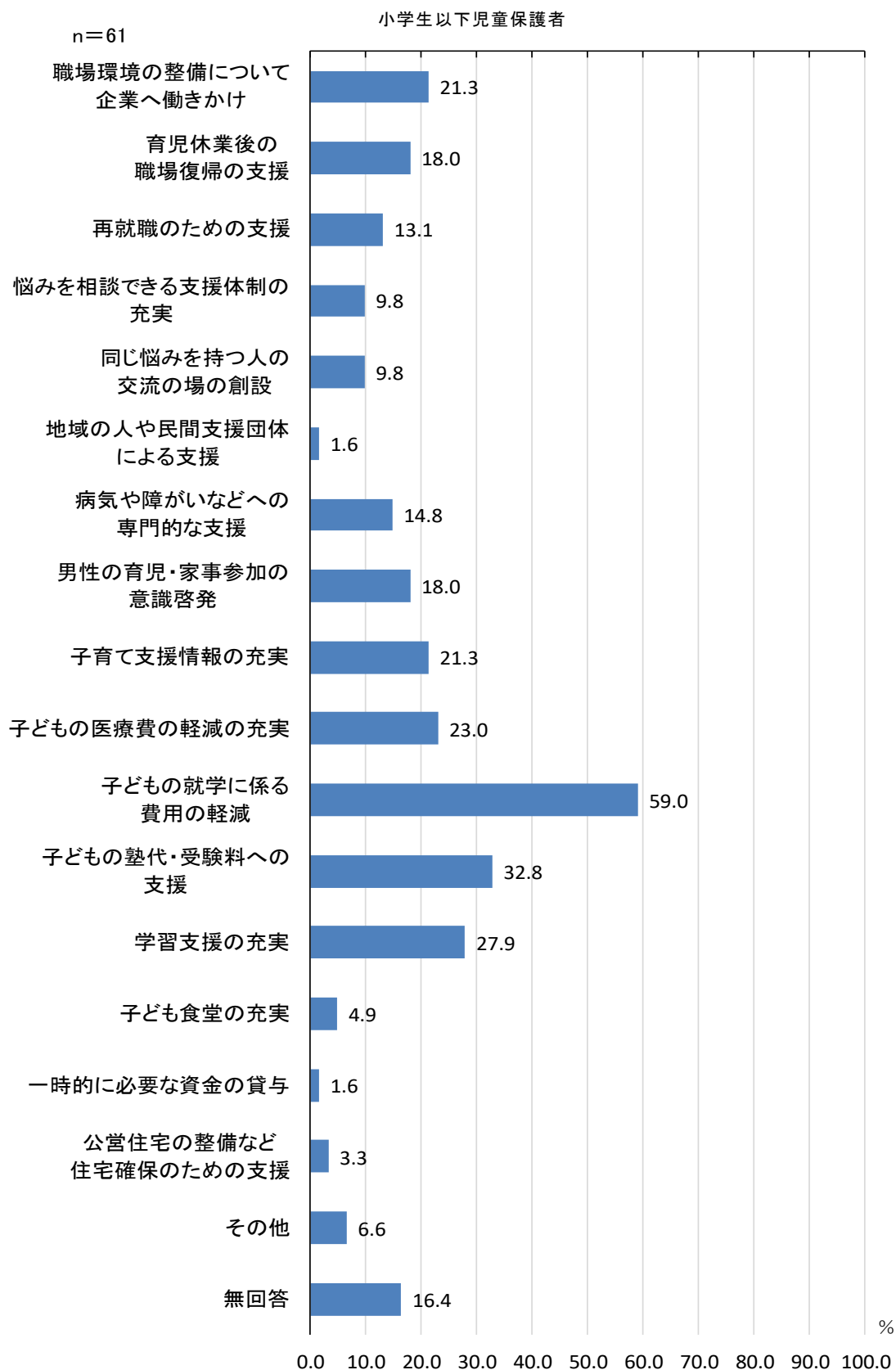


小学生保護者

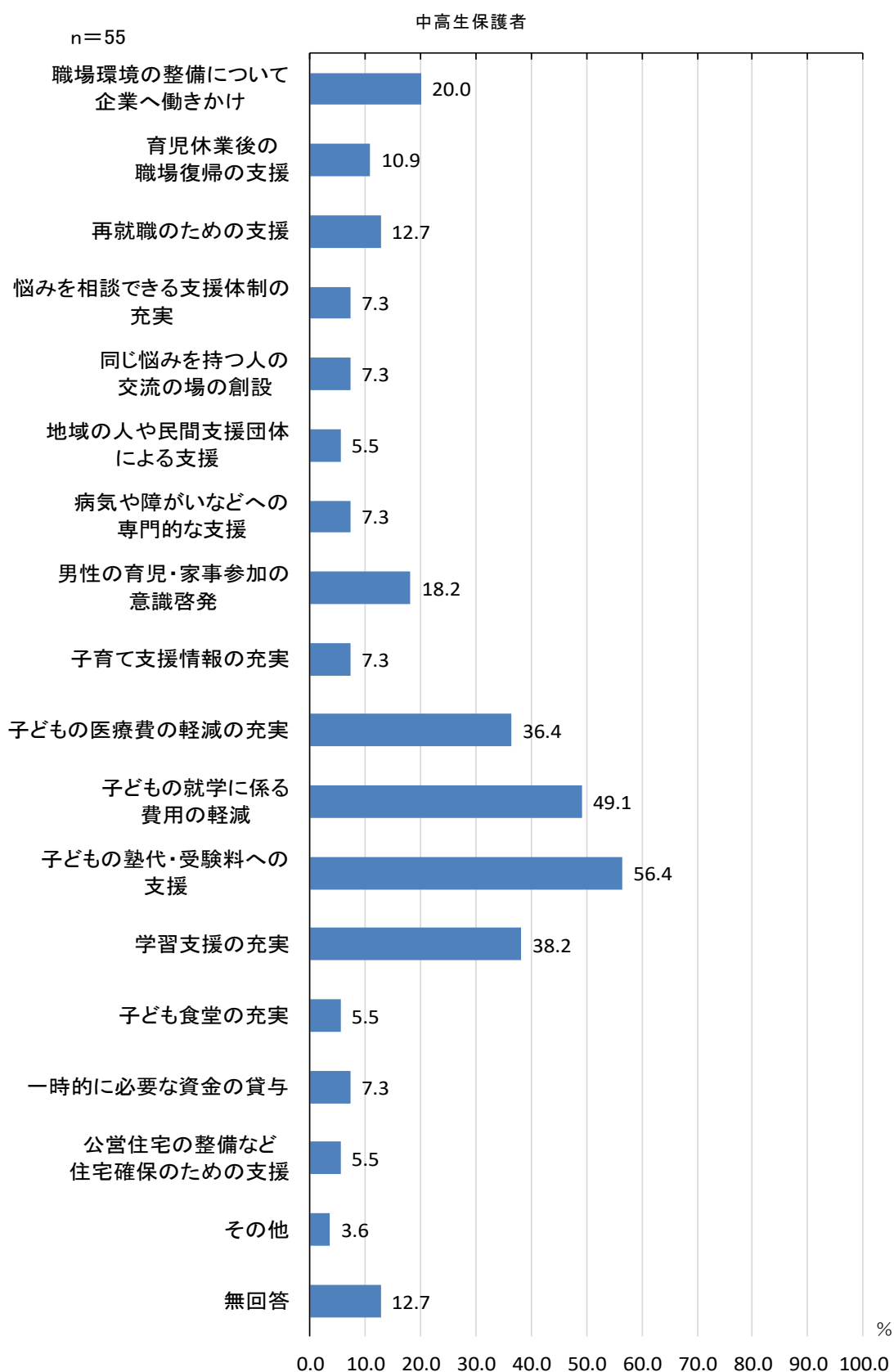


⑦充実を希望する子育て支援サービス

小学生以下児童保護者では、「子どもの就学に係る費用の軽減」が59.0%と最も高く、「子どもの塾代・受験料への支援」が32.8%、「学習支援の充実」が27.9%となっています。

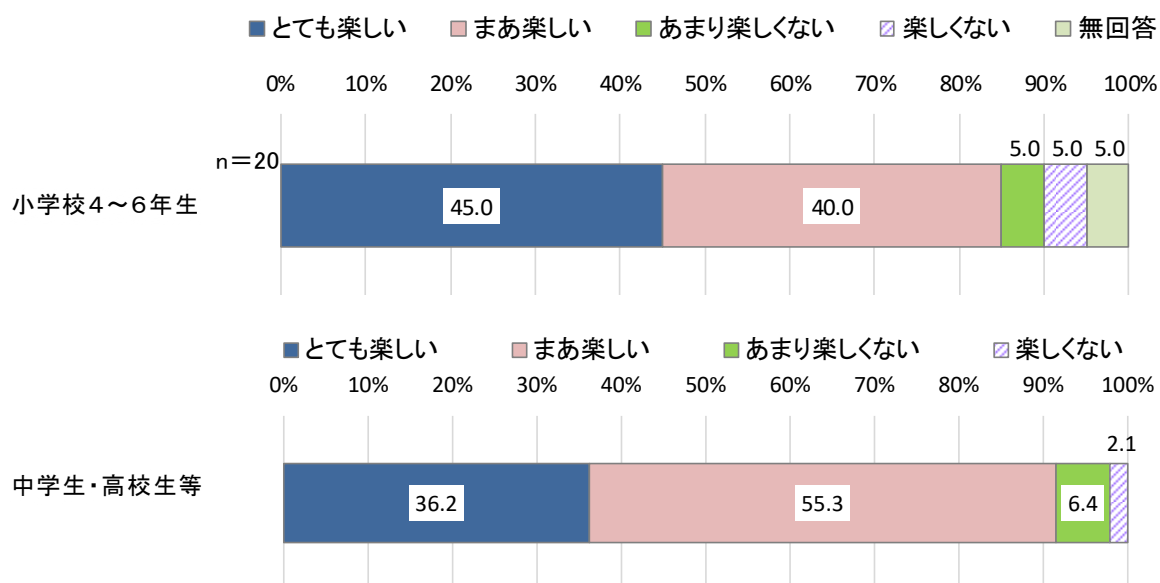


中高生保護者では、「子どもの塾代・受験料への支援」が56.4%と最も高く、「子どもの就学に係る費用の軽減」が49.1%、「学習支援の充実」が38.2%となっています。



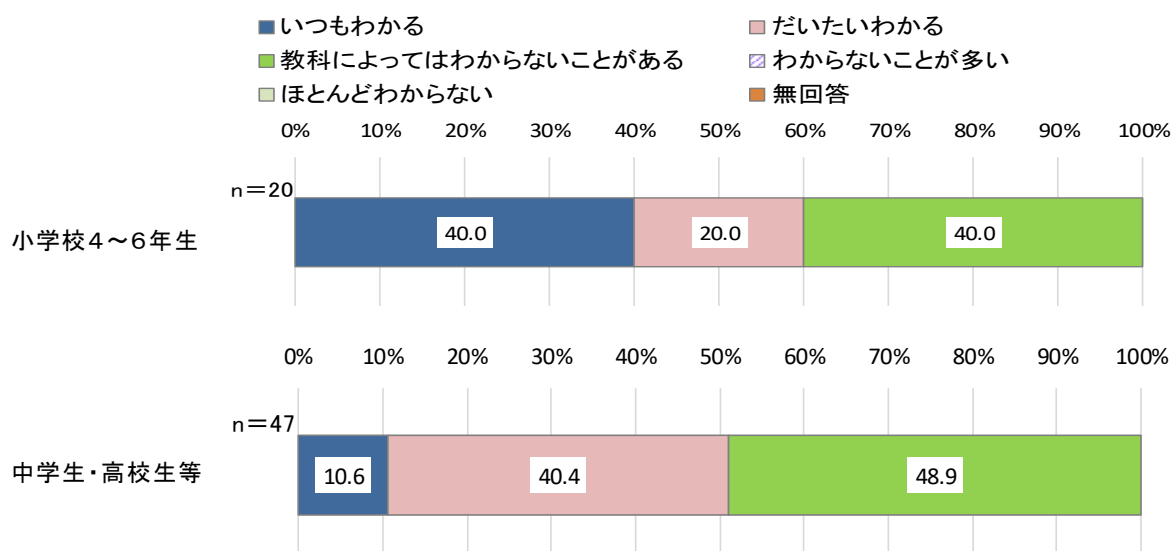
⑧学校生活

小学校4～6年生ではほとんどが「とても楽しい」や「まあ楽しい」と回答しています。中学生・高校生等では「まあ楽しい」が55.3%、「とても楽しい」が36.2%となっています。



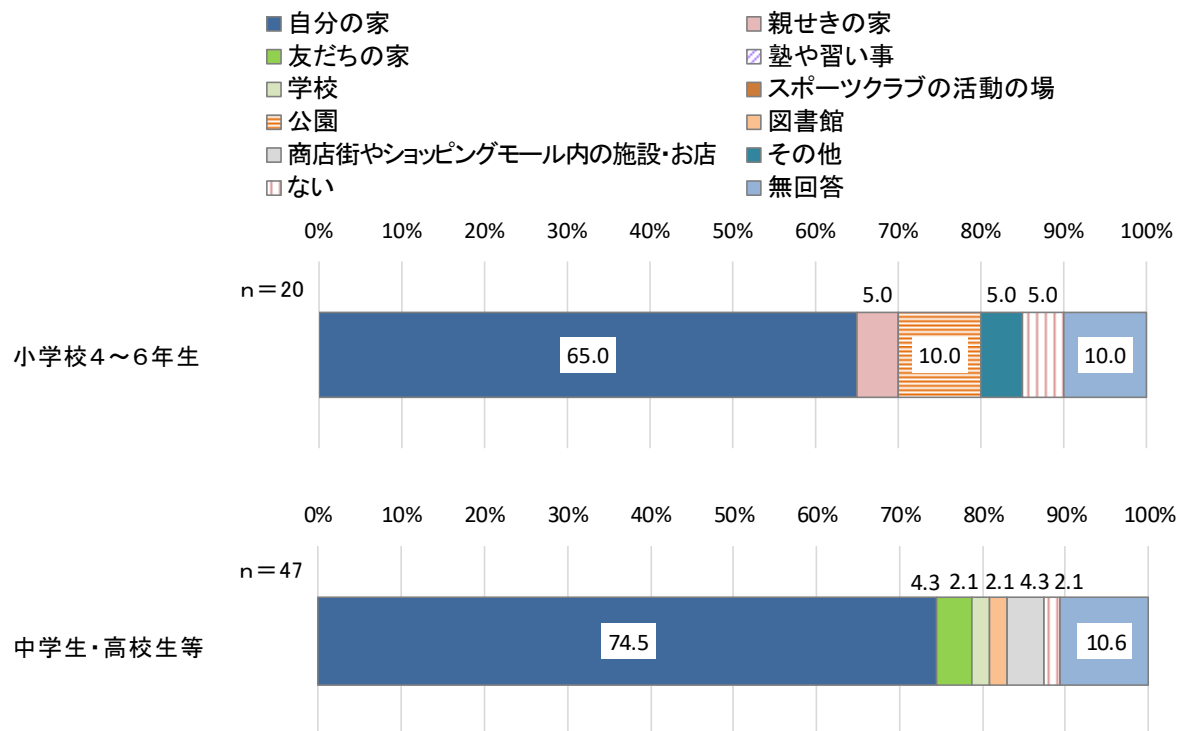
⑨学校の授業の理解度

小学校4～6年生は「いつもわかる」「教科によってはわからないことがある」がともに40.0%となっており、中学生・高校生等では「教科によってはわからないことがある」が48.9%、「だいたいわかる」が40.4%となっています。



⑩一番落ち着ける場所

小学校4～6年生は「自分の家」が65.0%で、「公園」が10.0%となっています。中学生・高校生等は「自分の家」が74.5%となっています。



3 課題の整理

双葉町はこどもの育成を支援する取組を進めていますが、こどもと子育て家庭の町民の多くは避難生活が長期化しています。町外でのサービス利用とあわせ、町内への帰還促進を想定した施策を推進していくことが重要です。

課題1 こども数の減少と子育て家庭の状況の変化への対応

こども数が減少しており、人口減少とともに少子化が進んでいる状況です。こどものいる世帯の減少、1世帯のこども数も減少傾向であり、こどもと子育て家庭を取り巻く環境が変わってきていることから、その影響が大きいことが想定されます。食費、教育費や生活状況、保護者の状況の把握を行えるように取り組んでいく必要があります。

また、子育て家庭の就業状況も変化していることが伺えます。仕事と子育ての両立が大変と感じる保護者も多くなっていると思われ、保育サービスのニーズへの対応や働きやすい職場環境の啓発も必要となっています。そして、保護者のこころの状況を踏まえた支援施策を検討していくことが必要です。

課題2 支援や関わりが必要なこども・家庭の増加への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大とコロナ禍においては外出制限等もあり、いじめや虐待の件数が全国的に増加したといわれています。地域での孤立の問題なども含め、こどもや若い世代への影響があったことから、支援や関わりが必要なこども・子育て家庭が増加していると考えられます。サービスや相談窓口を知らない場合も多いことから、母子保健事業をきっかけにした関わりづくりや広報・町ホームページを活用して相談窓口について周知を図るなどのアプローチが必要となっています。

課題3 こどもの体験機会の充実

学校生活は「あまり楽しくない」や「楽しくない」という回答がみられたり、授業は「教科によってはわからないことがある」という回答もみられます。こどもの学びの場や体験の場を充実させる施策を進めていくことが重要です。

課題4 社会資源の不足

町内の教育・保育施設、教育施設をはじめ、相談窓口などの支援体制など、町内での日常生活に必要な機能の整備が求められます。町の将来を担うこどもを育成する環境づくりとして、町の復興まちづくり計画（第3次）を上位計画として事業の調整と実施・推進を行い、健康福祉関連計画と連携を図りながら推進します。

課題5 こども・子育て家庭の支援施策の推進と支援体制のネットワーク化

こどもと子育て家庭の支援にあたっては、こどもと子育て家庭の状況変化やニーズを把握するとともに、相談などのネットワークを活かした手法による展開が重要となっています。

子育て家庭の子育てに対する不安や負担感をできるだけ軽減し、子育ての孤立化を防ぐため、相談や情報提供の支援、安心して子育てできる環境づくりが求められます。このためには、庁内及び関係機関や地域とのネットワークを強化し、様々な面でサポートする取組を広げていく必要があります。

第3章 計画の基本方向

1 基本理念

双葉町復興まちづくり計画（第三次）では、復興の主体は「町民」であり、「人（町民）の復興」と「町の復興」を掲げ、まず町民の絆（コミュニティ）を再興し、人のつながりをもって「町」の復興を目指しています。そして、町民の絆を維持・発展させ、将来のこどもたちのために、魅力ある双葉町を再興していくことを目標としています。

本計画は、こうした考え方を踏まえ、こどもの最善の利益が実現される社会を目指すことを基本に、それぞれの成長段階で人とのつながりをもって『すくすく、たくましく育て 次世代を担うふたばっ子』を基本理念として、こどもの健やかな成長と子育て世代の子育てを支援していきます。

計画の基本理念

**すくすく、たくましく育て
次世代を担うふたばっ子**

2 基本とする視点

本町は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により、避難生活が続く状況ではありますが、町民相互の絆を維持・発展させるとともに、次世代を担うこどもたちの育成と子育て家庭の子育てを支援します。

本計画においては、以下の基本とする視点で推進していきます。

視点1 子育て家庭に対する支援の視点

こどもは、家族の愛情のもとで育てられ、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長します。

子育て家庭にかかる対応・支援のため、避難先の自治体と連携を図りながら、各種相談・支援体制の充実や保育サービスの利用にかかる助言、子育て家庭への経済的支援に取り組んでいきます。

視点2 親子の健康支援の視点

安心してこどもを産み、育てるために母子保健事業などと一体的な子育て支援サービスを推進し、親子の健康を支援します。

視点3 支援が必要なこども・子育て家庭の支援の視点

保護者が育児に対して余裕と自信を持ち、親としての役割を発揮できるよう支援が必要なこどもの成長にあわせ、早期からの相談、発達支援等切れ目のない支援に努めていきます。このため、県や避難先の自治体と連携を図りながら、支援を継続していきます。

また、こどもたちの権利が保障され、こどもの利益が最大限に尊重されるように努めます。

視点4 次世代を健やかに育む環境づくりの視点

子育て支援活動の充実と青少年が健やかに成長できる環境づくりに努めます。

生きる力を育み、未来を切り開くたくましさを身につけることができる子育て環境の整備を進めます。

3 基本目標

こども計画では、子ども・子育て支援事業計画、母子保健計画及び次世代育成支援行動計画も含めて一体的な計画としており、共通の基本目標を設定し、推進します。

基本目標1 子ども・若者を権利の主体として今とこれからの最善の利益のための取組を推進します。

基本目標2 こどもの成長や若者のライフステージに応じた子育て当事者への切れ目ない支援を推進します。

基本目標3 良好な成育環境を確保し、すべてのこども・若者の成長を支援します。

基本目標4 こどもと子育てにやさしい地域づくりに取り組みます。

第4章 施策の方向

基本目標1 こども・若者を権利の主体として今とこれからの最善の利益のための取組を推進します。

こども基本法では、こどもは心身の発達過程にある者と定義されています。そして、こどもは生まれながらに権利の主体であることを尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図ることを目標に様々な施策を推進します。

こどもの成長段階にあわせ、多様な学びと体験を地域において創出し、地域が関わり合って共に学んだり、活動する地域をつくっていくことが地域の重要な課題です。学校・地域において学びと体験の場を増やし、こども・若者の意見を取り入れながら取り組んでいきます。

そして、こども・若者がその生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持つことができるようにするため、貧困、虐待、いじめ、体罰、不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪や性暴力などの権利の侵害から守るための取組を推進します。

(1)こどもの体験・交流活動の促進

こどもたちの豊かな人間性や生きる力の育成を図るため、多様な体験・交流活動を支援していきます。今後は、放課後の過ごし方や多様な体験の機会の確保などこどもの居場所づくりに取り組みます。

①体験・交流活動の推進

事業	現状と方向性	担当課
スポーツ活動の推進	○双葉町内又は福島県内においてパークゴルフ大会やトレッキング等を実施するなど、NPO法人双葉ふれあいクラブとともに、スポーツ活動を展開しています。 ○コロナ禍で各種イベントを中止せざるを得ませんでしたが、令和5年度から徐々に事業が再開され、令和6年度からはNPO法人双葉ふれあいクラブが受託事業者となり、町委託事業として実施しています。 ○今後も双葉町内での活動の幅を広げることができるよう支援を行います。	生涯学習課

事業	現状と方向性	担当課
すこやか広場	○親子や子ども同士、保護者同士の交流の場や情報提供などとして参加できるサロンを毎月1回開催しています。その中で相談会を行っており、交流の場として参加を促進するとともに、相談の機会を提供できるように、すこやか広場の周知を図ります。	健康福祉課
生徒海外派遣事業	○町の友好都市であるイギリスのハル市、ビバリー町に児童生徒を派遣し、異文化交流により児童生徒の国際感覚や、コミュニケーション能力の向上を図るため交流事業を実施します。	教育総務課

②文化活動の推進

事業	現状と方向性	担当課
美術展の支援	○双葉町芸術文化団体連絡協議会主催の町総合美術展の開催、町民作品展覧会の合同開催を実施していきます。	生涯学習課
公民館講座事業	○避難先の各地において、生活学級・婦人学級・郷土文化講座を開催していきます。	生涯学習課

(2)青少年の健全育成

青少年が健やかに成長できる環境づくりや、絆の維持を目的として、家庭、学校、関係機関等が連携した取組を促進します。

(3)こどもの権利擁護と意見を出す機会の確保

こどもの権利の尊重と全てのこどもに意見を表明する権利があることを啓発し、声を出しにくい、声を出す機会が少ないこども・若者が意見を意欲的に出せる環境づくりに取り組み、住民と話しあったり、共に活動する機会を確保します。このことにより、地域の人と知り合ったり、町のことを理解することにもつながり、地域との関わりを生み、活動する地域の創出につなげていきます。

基本目標2 こどもの成長や若者のライフステージに応じた子育て 当事者への切れ目ない支援を推進します。

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。それぞれのこども・若者の成長の状況に応じて、その健やかな成長が図られる環境づくりのため、心身の健康問題等に対応する成育医療等を推進します。

子育てはこどもの誕生前から始まっており、乳幼児期の後も、こどもの学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、それぞれのライフステージを通じて、安心してこどもを生み、育てることができる環境の整備を進めていきます。

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合い、子育てに伴う喜びを実感できるよう、社会全体で子育て当事者を切れ目なく支えていきます。

(1)子育て相談・情報提供体制の充実

①子育て相談体制の充実

事業	現状と方向性	担当課
幼児健康質問票の実施	○未就学児の避難先における保育園・幼稚園等の就園状況把握の他、保護者のニーズを把握するとともに、困りごと・悩みごとなどへの対応をしたり、避難先でのサービス等の利用状況などを把握するため、幼児健康質問票（2歳）により育児不安の確認及び乳幼児健康診査及び予防接種の受診勧奨を行います。	健康福祉課
子育てサークル活動などによる相談対応	○サークル仲間同士で子育ての話し合いやアドバイスできる雰囲気づくりのサポートや、育児不安感の軽減のため、すこやか広場等において幼児や家庭環境などの特性に応じた保護者へのアドバイスを行っていきます。令和6年度から「ママサロン」より「すこやか広場」に名称変更して活動しています。 ○避難先自治体の活動等情報収集を保護者に呼びかけるとともに、町からも情報提供に努めます。 ○コミュニティ支援として、町民交流施設を活用したこども及びその保護者向けのイベントの機会をつくり、定期的な開催を目指します。	健康福祉課 教育総務課
児童相談所との連携強化	○児童相談所との連携を深め、児童の健全育成のための相談・指導体制の充実に努めます。 ○浜児童相談所及び避難先児童相談所、避難先の自治体と情報共有・連携により、状況把握、相談、指導体制の充実に努めます。	健康福祉課 教育総務課
子育て相談	○「子育て世代包括支援センター」（ふたば子育てサポートセンター・本庁）を中心にした相談支援体制を充実させ、子育てに関する制度や事業の案内、利用に関する相談支援を行います。	健康福祉課

②子育て情報提供体制の充実

事業	現状と方向性	担当課
広報誌等による子育て情報の提供	○子育てに関する各種イベント情報や地域活動等について、広報紙や町のホームページ等を通じた情報提供に努めます。 ○各都道府県が運営する子育て支援サイト等の紹介やSNS等も活用した総合案内の充実を目指します。	健康福祉課 秘書広報課

(2)母子保健の充実

妊産婦・乳幼児に対する健康診査、健康相談・健康教育の充実と保健医療体制の充実に努め、安心してこどもを生み育てられるよう施策の充実を図ります。「健康ふたば21計画（第二次）（令和6～10年度）」に基づき、親子の健康づくりと次世代の健康づくりを支援します。

①健康診査の充実

事業	現状と方向性	担当課
妊婦一般健康診査	○全妊婦を対象に、異常を早期に発見して安全な分娩と健康な乳児の出生に努めるため、健診の公費負担などを行います。 ○原発避難者特例法に基づき、福島県外の避難先の自治体において事業を行っていますが、県内については町で対応します。 ○妊婦一般健康診査 15 回、産後 2 週間健診・産後 1 か月健診を実施します。	健康福祉課
乳幼児健康診査	○乳幼児の身体測定、医師の診察、保健指導などを定期的（3～4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児、自治体により異なる場合がある）に行うことで、乳幼児の健康確保と異常の早期発見に努めます。 ○原発避難者特例法に基づき、福島県外の避難先の自治体において事業を行います。 ○避難先自治体での健診状況を把握するため、幼児健康質問票（2 歳児）を配布して、子育ての状況把握と健診受診勧奨に努めます。	健康福祉課
お子さんとママ・パパのための心の健康サポートブック	○心と身体の健康を保つことと、放射線について正しく知ってほしい情報を掲載しており、周知を図ります。	健康福祉課

②健康相談・健康教育の充実

事業	現状と方向性	担当課
母子健康手帳の交付	○母子健康手帳は、妊産婦、乳幼児の健康状態を記録するもので、妊娠の届出時に交付され、こどもの小学校入学時までの成長の記録となることから、有効な活用を促進します。 ○原発避難者特例法に基づき、福島県外の避難先の自治体において手続きが行われますが、県内については町で手続きを行います。	健康福祉課

事業	現状と方向性	担当課
妊産婦健康相談	○母子健康手帳交付者を対象に日常生活での注意事項など、妊娠時の全般的な保健指導を行います。 ○原発避難者特例法に基づき、福島県外の避難先の自治体において事業を継続していますが、県内については町においても対応を行っており、今後とも対応をしていきます。 ○妊娠届出書の様式を変更して、早期にハイリスク者の把握や適切な支援が提供できるよう取り組んできました。ふたば子育てサポートセンターが中心となって、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備を進めます。	健康福祉課
妊産婦訪問指導	○保健指導を受けることが必要な妊産婦に対して、保健師が訪問し日常生活の指導や診療を促し、安心して安全な出産・育児を支援します。 ○原発避難者特例法に基づき、福島県外の避難先の自治体において事業を行います。また、町においても被災後の健康調査や訪問等に併せて実施を継続します。 ○ハイリスク妊産婦の把握は、妊婦健診の結果や医療機関からの連絡票により行っており、家庭訪問等により保健指導を実施します。 ○医療機関と連携し家庭訪問を行い、報告票にて医療機関に情報提供し、継続してサポートする体制ができています。	健康福祉課
幼児健康相談会	○郡内町村で復興状況が異なることや、避難生活の経過とともに町民のニーズの変化もあるため、実施体制や内容を変更して実施しています。 ○共同事業で、県相双保健福祉事務所（いわき出張所）も加わり、専門職による相談会を実施しています。今後も町民のニーズを把握して内容の充実を図りながら実施します。	健康福祉課
乳幼児訪問指導	○原発避難者特例法に基づき、福島県外の避難先の自治体において乳幼児の発育、育児環境、疾病予防等について指導していくことで、母親の育児に関する不安の軽減に努めます。 ○乳幼児健診後の要フォロー児については、町で経過観察訪問を実施したり、避難先自治体の相談会の利用を促進します。 ○健やか訪問事業については、町独自で県内在住の2歳児訪問をしています。県外在住の乳幼児については、幼児健康質問票を送付し、状況把握及び必要に応じた指導や支援に努めます。	健康福祉課

事業	現状と方向性	担当課
育児不安の軽減	○健康づくり係が幼児健康質問票を送付し、随時ふたば子育てサポートセンターで相談対応をしています。また随時の相談対応に加え、町の子育てアンケートを活用し、育児不安を抱える保護者を把握して必要な対応を行っています。 ○今後も、家庭の養育力の向上や虐待予防を図るため、子育ての悩みや不安を受け止めることのできる相談体制の整備に努めていきます。	健康福祉課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	○生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行います。県内のこんにちは赤ちゃん訪問事業は 100%実施しており、継続して県内全戸訪問活動を行います。 ○支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげ、乳児家庭の孤立化の防止と乳児の健全な育成環境を確保していきます。 ○原発避難者特例法に基づき、福島県外の避難先の自治体により事業を行っており、県内については町においても対応を行います。	健康福祉課
不妊治療に対する情報提供	○不妊に悩む方へ、助成制度に関する情報提供等の支援を実施します。福島県事業のパンフレット等を役場庁舎内に設置するとともに、相談対応しています。	健康福祉課
ふたば子育てサポートセンター事業	○子育て世代包括支援センター（ふたば子育てサポートセンター）では妊娠期から子育て期までを安心して過ごすことができるよう、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導等を継続的に関わる切れ目のない支援を目指し、母子健康手帳の交付、子育てに関する相談に対応するとともに、訪問・電話での相談を行っています。 ○出産後の母子の心身のケア、育児のサポートを行い、安心して子育てができる支援体制を整備するため、産後ケア事業を継続して実施します。 ○本庁、いわき支所で対応していますが、今後こども家庭センターへ移行し、支援機能の充実を図ります。	健康福祉課

事業	現状と方向性	担当課
伴走型相談支援事業	○出産・育児等の見通しを立てるための面談等やその後の継続的な情報発信、随時の相談受付等を行い、妊娠の届出時から妊婦・子育て世帯に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図ります。	健康福祉課

(3)食育の推進

近年、全国的な傾向として、食育と妊娠、生活習慣病、むし歯や歯肉炎などの因果関係が指摘されています。

本町は、こどもたちの望ましい食習慣の形成を図るため、乳幼児から望ましい食習慣を定着させ、家庭で健全な食生活が営むことができるよう支援に努めます。「健康ふたば21計画（第二次）（令和6～令和10年度）」に基づき、次世代の健康づくり支援やこどもの時からの食育促進の施策を推進します。

①食を通じた心身の育成

事業	現状と方向性	担当課
離乳食教室、虫歯予防教室の開催、歯科保健指導	○現在、避難先の自治体における離乳食教室等へ参加する状況にあり、平成25年度よりいわき市内において双葉郡8町村の共同でちびっ子相談会を実施しており、その中で虫歯予防や離乳食の普及啓発を行います。 ○ちびっ子相談会（幼児健康相談会）の内容を見直し、管理栄養士や歯科衛生士の関わる教室が減少したことから、避難先自治体の各種乳幼児健診時に栄養士や歯科衛生士が指導を行います。 ○本町では、すこやか広場において、管理栄養士や歯科衛生士とともに、専門的指導を受ける機会を設定して指導に努めます。	健康福祉課
学校給食センターとの連携（食育運動の推進）	○現在、いわき市立勿来学校給食調理場から給食の提供を受け、食育運動を進めています。 ○県の「元気なふくしまっ子食環境整備事業」等の活用を検討します。	教育総務課

(4) 保育サービスの利用支援

避難先の自治体等との連携を強化し、少子化や核家族化の進行、共働き家庭の増加、避難先での生活など、こどもを取り巻く環境の変化に対応し、柔軟で多様な保育サービスが受けられる体制づくりに努めます。

① 保育サービスの利用支援

事業	現状と方向性	担当課
子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の利用	○教育・保育に関する施設の利用については、原発避難者特例法に基づき、避難先の自治体において事業が行われています。 ○避難先の自治体における施設利用の状況の確認の他、子育て支援事業への参加の可否等、情報収集・情報提供に努めます。	健康福祉課
ファミたんカード	○福島県では、子育て中の方が協賛店で「子育て支援パスポート（ファミたんカード）」を提示すると、様々なサービスを受けることができる事業を実施しています。ファミたんカードの周知と利用促進に努めます。	健康福祉課

(5)経済的負担の軽減

子育てにかかる経済的負担を軽減するため、国や県における動向に注視しながら、今後とも子育て家庭への必要な経済的支援に努めます。

①幼稚園・保育園等の保育料の軽減

事業	現状と方向性	担当課
幼稚園就園奨励制度	○町の施策として、園児の保護者に対して自己負担分の入園料・授業料の全額補助を行っていきます。 ○令和元年 10 月より保育・教育の無償化が実施されており、無償化後も自己負担分の助成を行います。	教育総務課
保育料助成事業	○平成 24 年度より、「東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う被災者に対する双葉町保育料の助成」として、災害により被災し、避難先で認可保育所等に入所している児童の保護者に対して、保護者が納付した保育料の全額助成を行ってきました。 ○令和元年 10 月から保育・教育の無償化を実施しており、制度の対象外となる方については、当該事業で支援します。	健康福祉課

②医療費の助成・祝金等の支給

事業	現状と方向性	担当課
児童手当	○家庭生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として給付される手当で、令和6年度に、支給期間が 18 歳まで拡充されました。今後も国の方針に基づき継続して実施します。	健康福祉課
子ども医療費助成事業	○出生から満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までのこどもを対象に、こどもの医療費助成を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉課
出産祝金	○こどもの誕生を祝福するとともに健やかな成長を願い、第 2 子以降の出生に対して出産祝金を支給します。	健康福祉課
出産・子育て応援事業（出産・子育て応援ギフト）	○妊娠の届出をし、届出時の面談等を受けた後に、出産・子育て応援ギフトを支給します。	健康福祉課

③婚活支援等

事業	現状と方向性	担当課
婚活支援事業	○結婚活動を行う独身男女に出会いの場を提供する活動を支援します。	生涯学習課
結婚祝金支給事業	○町民の結婚を祝福し祝金を支給し、明るい家庭づくりと復興を担う後継者の育成を図ります。	戸籍税務課

基本目標3 良好な成育環境を確保し、すべてのこども・若者の成長を支援します。

貧困と格差は、こども・若者やその家族の幸せな状態を損ねることから、その解消を図ることを、良好な成育環境を確保するための前提とし、すべてのこども施策の基盤とします。

ひとり親家庭など貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進めることにより、こどもと親の健康で文化的な生活を保障するとともに、貧困の解消・貧困の連鎖の防止に取り組みます。

また、すべてのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組みます。

こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出するものであるという認識の下、表出している課題に対するこども・若者への支援に加え、保護者への支援を始めとする成育環境や社会的養護に対応し、困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かく包括的に支援します。

保護者がいない又は保護者による虐待などの理由により、こどもを家庭において養育することが困難又は適当ではない場合においては、養育環境の改善や家庭復帰を最大限に支援するとともに、できる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるよう、安定的、継続的な養育を提供します。

(1)障がい児の支援体制の充実

障がい児が安心して生活できる地域社会を実現し、自立と社会参加を推進します。

また、障がいに応じた専門的な支援を提供する仕組みについて、国、県、避難先の自治体等との連携を図り、障がい児への一貫した支援の確保に努めます。

①機能訓練・療育相談の充実

事業	現状と方向性	担当課
特別支援教育・保育の充実	○避難先の自治体及び関係各種団体との連携を強化し、児童の障がいの程度や家庭環境など十分に把握し、そのこどもの状況に対応した適切な支援体制の整備を図ります。 ○障がいの早期発見と相談体制の確立、保護者の不安軽減などサポートし、障がいをもつこどもが充実した保育・教育を受けられるよう体制整備を図ります。 ○原発避難者特例法に基づき、一部事業は避難先の自治体において事業を行います。	健康福祉課

②障がい児と家族の生活支援と社会参加の促進

事業	現状と方向性	担当課
身体障がい児補装具助成事業	○身体機能の障がいを補い、日常生活を容易にできるよう必要な補装具を給付します。	健康福祉課
障がい児支援事業の推進	○障がい児福祉計画に基づき、障がい児が在宅もしくは指定事業所又は基準該当事業所において居宅介護、デイサービス、短期入所のサービスを受けたときにその費用の一部を負担する障がい児支援事業を推進します。(障がい児の放課後児童デイサービスは、本事業に含みます。)	健康福祉課
成長の記録ノート「ふたば」の活用促進	○就学や進級等環境が変わる場面や支援が必要となった際に、円滑に関係機関とつながることができるよう、成長過程や関わりの様子等を記録できるノートを配布しており、今後も活用を促進します。	健康福祉課
特別児童扶養手当	○障がい児の福祉の増進を図ることを目的に、20歳未満で精神又は身体に障がいを有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。 ○原発避難者特例法に基づき、避難先の自治体において手続きを行います。	健康福祉課

(2)ひとり親家庭等への支援体制の充実

ひとり親家庭（母子家庭・寡婦・父子家庭）及びその関係者に対する支援体制を確保し、ひとり親家庭の就労、こどもの養育、健康、住まい等の支援に努めます。

①ひとり親家庭等の生活支援の充実

事業	現状と方向性	担当課
ひとり親家庭等の相談体制	○ひとり親家庭等の生活や子育てに関する心配事などについて対応ができるよう、ひとり親への必要な情報を記載した応援ブックの拡充及び気軽に相談できる環境整備に努めます。	健康福祉課
ひとり親家庭等医療費助成事業	○ひとり親家庭等の健康と福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等に医療費の一部を助成します。	健康福祉課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	○経済的な自立や児童の修学などに必要な資金を貸し出す県の事業で、町が窓口になっています。貸付の種類には、修学資金、生活資金、就学支度資金など12種類があります。	健康福祉課
自立支援教育訓練給付金事業	○母子家庭の母親が、就職に有利になるよう指定教育訓練講座を受講し、修了した場合に受講費用の一部を自立支援教育訓練給付金として支給する県の事業で、町が窓口になっています。 ○高等技能訓練促進費等事業は、ひとり親家庭の就業を支援するため、看護師、准看護師、介護福祉士等の資格取得のため養成機関で修業する場合に、所得に応じて給付金を支給します。	健康福祉課
児童扶養手当	○ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進、こどもの福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当が支給されます。 ○原発避難者特例法に基づき、避難先の自治体において手続きを行います。	健康福祉課
福島県母子家庭等就業・自立支援センター	○働きたい、就職したいひとり親家庭のよりよい就職をサポートするため、就業相談や求人情報の提供などを行う県の機関です。母子家庭等就業・自立支援センターに関する情報提供に努めます。	健康福祉課

(3) 児童虐待防止対策の推進

親等によるこどもに対する虐待が深刻な社会問題となっています。また、避難先における状況の把握も困難を極めています。児童の健全な心身の成長、社会的自立を促すため、虐待への早期対応を目的とした相談体制の充実や、虐待防止の啓発を図ります。

① 児童虐待に関する対応の推進

事業	現状と方向性	担当課
児童虐待への対応	○ 浜児童相談所及び避難先児童相談所、避難先自治体等との連携体制の強化に努めます。 ○ 虐待防止対策の強化を図るため、こどもと子育て家庭の相談支援拠点として、こども家庭センターの確保を目指します。	健康福祉課 教育総務課

(4) こどもの貧困解消対策の推進

地域で孤立したり、経済的に困難な状況にある家庭やこどもの実態把握や見守り、学習支援、生活支援、経済的な支援を含めて、こどものことを第一に考えて支援が届くように取組方策を検討します。

基本目標4 こどもと子育てにやさしい地域づくりに取り組みます。

地域でこども・若者や子育て支援に取り組む団体や企業、地域社会、子育てに直接関わっていない方々も含め、地域ぐるみでこどもの成長と子育てを応援する地域づくりを推進します。

また、共働き世帯が増加し、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっています。その両立を支援するため共働き・共育てを推進し、男女ともにこどもと過ごす時間をつくることができ、仕事などで自己実現を図りつつ、相互に協力しながら子育てをすることができるよう、地域が理解し、子育てを支える取組を推進します。

(1)保護者の交流・社会参加の促進

避難先の自治体にも協力を得て、友人や仲間づくりの機会が得られにくい保護者の交流・社会参加活動を支援し、地域で孤立することなく心にゆとりをもって子育てができる環境づくりに努めます。

また、子育て支援に関心がある人材の発掘と育成支援を行い、子育て支援活動への参加を促進します。

①保護者の交流・リフレッシュのための活動支援

事業	現状と方向性	担当課
子育てサークル	○避難先の自治体等が実施している母子サロン等の情報提供に努めます。	健康福祉課
中年層の生涯学習活動への支援充実	○中年層の生涯学習活動への支援は、地域コミュニティ維持のために実施します。また、避難先での生活学級・婦人学級・郷土文化講座等への参加を促進します。 ○避難先での生涯学習の場として、活発に学級運営がなされていますが、会員の高齢化に伴い、会員数の減少がみられ新会員の確保が難しくなっています。	生涯学習課
友人・仲間づくり及び交流・社会参加活動の支援	○コミュニティ支援として、町民交流施設を活用したこども及びその保護者向けのイベントの機会を確保して定期的な開催を目指します。	健康福祉課 住民生活課

(2)仕事と子育ての両立支援と共働き・共育ての推進

避難先の自治体にも協力を得て、友人や仲間づくりの機会が得られにくい保護者の交流・社会参加活動を支援し、地域で孤立することなく心にゆとりをもって子育てができる環境づくりに努めます。

また、子育て支援に関心がある人材の発掘と育成支援を行い、子育て支援活動への参加を促進します。

その他の事業

東日本大震災等により、事業継続や検討が進みにくい以下の施策又は事業については、随時検討を行うこととします。

施策・事業	担当課
①保育園に関する事業 ②児童館の運営、児童クラブ（学童保育）事業 ③ファミリー・サポート・センター事業（子育て支援施設） ④地域社会全体で学童保育を応援する体制づくりの促進事業 ⑤町内母子医療体制整備 ⑥思春期保健対策の充実（教育総務課） ⑦乳幼児とのふれあい体験の実施 ⑧児童公園の整備推進 ⑨男女共同参画による子育ての促進 ⑩ワーク・ライフ・バランスの促進	健康福祉課
⑪こどもの意見の反映 ⑫青少年育成指導者の養成 ⑬子ども会活動への支援 ⑭PTA活動への支援 ⑮自然体験学習事業の拡充 ⑯芸術鑑賞機会の充実 ⑰美術鑑賞事業	教育総務課
⑱社会教育施設の確保の促進（図書館機能・体育施設も含む）	生涯学習課
⑲子どもの家 110 番	教育総務課
⑳交通安全対策の充実	住民生活課
㉑公営住宅の整備	総務課
㉒放射線リスクコミュニケーション事業	住民生活課 健康福祉課

第5章 子ども・子育て支援事業の推進

1 子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するために、平成24年8月に公布された子ども・子育て関連3法に基づく制度で、平成27年度から実施しています。

(1)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業は、下表のとおりです。

教育・保育に関する施設・事業	地域子ども・子育て支援事業
・施設型給付 (認定こども園、幼稚園、保育所) ・地域型保育給付 ※3歳未満児対象 (小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育) ・児童手当 ・施設利用等給付	①利用者支援に関する事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③延長保育事業 ④一時預かり事業 ⑤病児・病後児保育事業 ⑥妊婦健診事業 ⑦乳児家庭全戸訪問事業 ⑧放課後児童クラブ事業 ⑨養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業 ⑩子育て短期支援事業 ⑪ファミリー・サポート・センター事業 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ⑭子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ⑮子育て世帯訪問支援事業 ⑯児童育成支援拠点事業 ⑰親子関係形成支援事業 ⑱妊婦等包括相談支援事業 ⑲乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) ⑳産後ケア事業

(2)教育・保育に関する施設・事業

①認定こども園

幼稚園と保育園の機能や特徴を合わせもつ施設で、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型があります。

②幼稚園

3歳から小学校入学までの幼児が、様々な遊びを中心とした教育を受け、小学校以降の学習の基盤を培うことができる「学校」です。新制度に移行する幼稚園とこれまでの制度のまま運営する幼稚園があります。

③保育所

保育が必要な乳児又は幼児を保育することを目的とした施設です。

④地域型保育事業

施設より少人数で、3歳未満のこどもを保育する事業です。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4種類があります。

(3)地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で定められ、市町村が地域やこども・子育て家庭の実情を踏まえて実施する事業です。

(4)教育・保育認定

教育・保育施設等を利用する場合は、子ども・子育て支援法等の規定に基づき、支給認定を受ける必要があります。

また、保育の必要性は保護者の労働、疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。

なお、支給認定については、原発避難者特例法に基づき、避難先の自治体において行われます。

年齢	保育の 必要性	認定 区分	教育・保育時間	利用できる施設
満3歳以上	なし	1号認定	教育標準時間	・幼稚園 ・認定こども園
満3歳以上	あり	2号認定	保育標準時間 保育短時間	・保育所 ・認定こども園
3歳未満	あり	3号認定	保育標準時間 保育短時間	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業など

(5)教育・保育提供区域

現状では、町としての教育・保育提供区域は設定を行わず、帰還の状況等に応じて随時見直しを行うこととします。

(6)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

教育・保育に関する施設の利用については、原発避難者特例法に基づき、避難先の自治体において事業が行われます。避難先の自治体と連携して、提供体制の確保に努めます。町内における教育・保育施設の確保については上位計画に基づき推進します。

2 教育・保育の量の見込み

年度別の教育・保育の量を近年の実績とアンケートでの保護者の就業意向等を踏まえ見込みます。本町においては、帰還や転入による町内の居住状況により見直しを行うものとします。

第2期計画の実施状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 (教育3～5歳)	見込み量	66人	69人	67人	63人	66人
	実績	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)	(1人)
2号認定	うち教育ニーズ	見込み量	14人	15人	14人	14人
		実績	(0人)	(0人)	(0人)	(1人)
	うち保育ニーズ	見込み量	35人	37人	36人	35人
		実績	(0人)	(0人)	(0人)	(3人)
3号認定	保育0歳	見込み量	8人	8人	8人	8人
		実績	(0人)	(0人)	(2人)	(3人)
	保育1～2歳	見込み量	29人	31人	30人	30人
		実績	(0人)	(0人)	(0人)	(3人)

※見込み量の上段は避難先での利用を含めた町全体、()は町内分

第3期計画の見込み・確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定 (教育3～5歳)	見込み量	(0人)	(0人)	(0人)	(5人)	(5人)
	確保方策	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)
2号認定	うち教育ニーズ	見込み量	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)
		確保方策	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)
	うち保育ニーズ	見込み量	(4人)	(4人)	(5人)	(5人)
		確保方策	(4人)	(4人)	(5人)	(5人)
3号認定	保育0歳	見込み量	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)
		確保方策	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)
	保育1～2歳	見込み量	(3人)	(3人)	(3人)	(3人)
		確保方策	(3人)	(3人)	(3人)	(3人)

※()は町内分

3 地域子ども・子育て支援事業の見込み

年度別地域子ども・子育て支援事業の見込みは、次の表に示すとおりです。

なお、本町においては、将来的な需要見込みについて、当面は明確な設定をせず、帰還の状況に応じて随時見直しを行うこととします。

第2期計画の実施状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業	見込み量	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	実績	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
地域子育て支援拠点事業	見込み量	115 人日	121 人日	120 人日	120 人日	118 人日
	実績	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)
延長保育	見込み量	10 人	9 人	9 人	8 人	8 人
	実績	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)	(6人)
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	見込み量	1,635 人日	1,704 人日	1,649 人日	1,554 人日	1,622 人日
	実績	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外	見込み量	5,215 人日	5,325 人日	5,273 人日	5,204 人日	5,229 人日
	実績	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)
病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポート事業)	見込み量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	実績	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)
妊婦健康診査	見込み量	－	－	－	－	－
	実績	(調査中)	(調査中)	(調査中)	(調査中)	(調査中)
乳児家庭全戸訪問事業	見込み量	－	－	－	－	－
	実績	(調査中)	(調査中)	(調査中)	(調査中)	(調査中)
放課後児童健全育成事業	低学年	見込み量	17 人	15 人	16 人	15 人
		実績	(0人)	(0人)	(0人)	(6人)
	高学年	見込み量	21 人	20 人	16 人	15 人
		実績	(0人)	(0人)	(0人)	(6人)
養育支援訪問事業	見込み量	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	実績	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)
子育て短期支援事業	見込み量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	実績	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)
子育て援助活動支援事業(ファミリーサポート事業)	見込み量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	実績	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)

※()は町内分

第3期計画の見込み・確保方策

種別		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業	見込み量	(0 か所)	(0 か所)	(0 か所)	(0 か所)	(0 か所)
	確保方策	(0 か所)	(0 か所)	(0 か所)	(0 か所)	(0 か所)
地域子育て支援拠点事業	見込み量	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)
	確保方策	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)
時間外保育 (延長保育)	見込み量	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)
	確保方策	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)
幼稚園における在園児を 対象とした一時預かり(預 かり保育)	見込み量	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)
	確保方策	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)
幼稚園における在園児を 対象とした一時預かり以 外	見込み量	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)
	確保方策	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)
病児保育事業、子育て援 助活動支援事業(ファミ リーサポート事業)	見込み量	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)
	確保方策	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)
妊婦健康診査	見込み量	(100 人回)	(100 人回)	(100 人回)	(100 人回)	(100 人回)
	確保方策	(100 人回)	(100 人回)	(100 人回)	(100 人回)	(100 人回)
乳児家庭全戸訪問事業	見込み量	(12人)	(12人)	(12人)	(12人)	(12人)
	確保方策	(12人)	(12人)	(12人)	(12人)	(12人)
放課後児童健全育成 事業	見 込 み 量	小1	(3人)	(1人)	(3人)	(3人)
		小2	(2人)	(3人)	(1人)	(3人)
		小3	(1人)	(2人)	(3人)	(1人)
		小4	(0人)	(1人)	(2人)	(3人)
		小5	(2人)	(0人)	(1人)	(2人)
		小6	(0人)	(2人)	(0人)	(1人)
	確保方策	(0人)	(0人)	(0人)	(13人)	(0人)
養育支援訪問事業	見込み量	(0人回)	(0人回)	(0人回)	(0人回)	(0人回)
	確保方策	(0人回)	(0人回)	(0人回)	(0人回)	(0人回)
子育て短期支援事業	見込み量	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)
	確保方策	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)
子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポート事業)	見込み量	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)
	確保方策	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)
実費徴収に係る補足給付 を行う事業	見込み量	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)
	確保方策	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)
多様な事業者の参入 促進・能力活用事業	見込み量	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)
	確保方策	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)
子どもを守る地域ネッ トワーク機能強化事業	見込み量	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)
	確保方策	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)
子育て世帯訪問支援 事業【新規】	見込み量	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)
	確保方策	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)
児童育成支援拠点事 業【新規】	見込み量	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)
	確保方策	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)
親子関係形成支援事 業【新規】	見込み量	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)
	確保方策	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)	(0人)
妊婦等包括相談支援 事業【新規】	見込み量	(24回)	(24回)	(24回)	(24回)	(24回)
	確保方策	(24回)	(24回)	(24回)	(24回)	(24回)
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制 度)【新規】	見込み量	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)
	確保方策	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)	(0人日)
産後ケア事業【新規】	見込み量	(9人日)	(9人日)	(9人日)	(9人日)	(9人日)
	確保方策	(9人日)	(9人日)	(9人日)	(9人日)	(9人日)

※()は町内分

第6章 計画推進に向けて

1 推進方策

(1) 庁内連携体制の確保

本計画の推進にあたっては、施策に関わる関係課が連携・協力し横断的な取組を積極的に進めます。

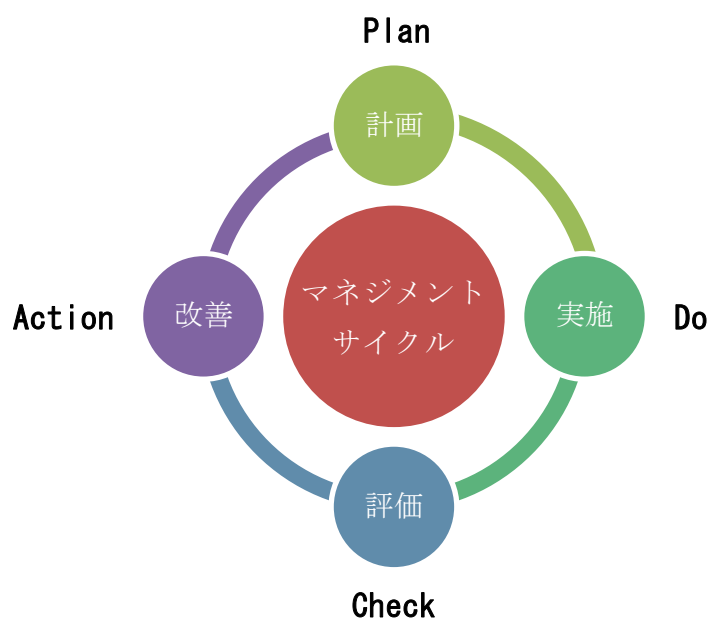
(2) 計画の点検・評価

① 計画の公表、町民意見の反映

町のホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を公表していきます。また、避難生活を送る町民に沿った施策・事業の推進とともに、町内居住者の状況に沿った施策・事業の推進を図ります。

② 点検・評価・改善

こどもの育成と子育て支援の推進に向けた本計画は、マネジメントサイクルによる事業の点検・評価を行うとともに、帰還状況等を踏まえ、計画の見直しや新たな事業づくりに取り組んでいきます。



2 国、県及び避難先の自治体、関係機関等との連携

本町は、原発避難者特例法に基づく指定市町村に指定されています。

このため、提供すべき行政サービスのうち、自ら提供することが困難であるとして総務大臣に届け出て告示されたもの（特例事務）については、原発避難者特例法に基づき、避難先の自治体から受けることとなります。

本計画の対象のこども・子育て支援に関わる事務についても、特例事務に該当するものがあります。

また、全町避難が約11年半も続いたこともあり、施設型の事業については、避難先の自治体における施設サービスを受けざるを得ません。

こうした状況を踏まえ、本計画の実施にあたっては、国、県及び郡内町村、避難先の自治体、関係機関等と強固な連携を行っていきます。

■指定市町村

福島県

いわき市	田村市	南相馬市			
川俣町	広野町	楡葉町	富岡町	大熊町	双葉町
浪江町	川内村	葛尾村	飯舘村		

■特例事務(11 法律 268 事業)

【医療・福祉関係】

- ・要介護認定等に関する事務（介護保険法）
- ・介護予防等のための地域支援事業に関する事務（介護保険法）
- ・養護老人ホーム等への入所措置に関する事務（老人福祉法）
- ・保育所入所に関する事務（児童福祉法）
- ・予防接種に関する事務（予防接種法）
- ・児童扶養手当に関する事務（児童扶養手当法）
- ・特別児童扶養手当等に関する事務（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）
- ・乳幼児、妊産婦等への健康診査、保健指導に関する事務（母子保健法）
- ・障害者、障害児への介護給付費等の支給決定に関する事務（障害者自立支援法）

【教育関係】

- ・児童生徒の就学等に関する事務（学校教育法、学校保健安全法）
- ・義務教育段階の就学援助に関する事務（学校教育法、学校保健安全法）

資料編

1 双葉町福祉計画推進協議会設置条例

令和5年6月14日

条例第19号

(設置)

第1条 双葉町における福祉に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、双葉町福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査及び審議するものとする。

- (1) 福祉に係る計画の策定及び変更に関すること
- (2) 福祉に係る計画の推進及び進捗管理に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が計画の推進のために必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉又及び保健団体等の代表者
- (3) 地域団体の代表者等
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特定の職により委嘱された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委嘱された委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会に、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長の命を受け、専門的事項を調査及び審議する。

(部会長及び副部会長)

第8条 専門部会に、専門部会の委員の互選により部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、専門部会の会務を総理し、専門部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会の会議)

第9条 専門部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が主宰する。

2 部会長は、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(秘密の保持)

第10条 会議に出席した者は、職務上又は会議を通じて知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(双葉町高齢化対策推進委員会条例の廃止)

第2条 双葉町高齢化対策推進委員会条例(平成2年双葉町条例第2号)は、廃止する。

2 委員名簿

	所属団体	氏名	任期	備考
1	双葉郡医師会	白 土 正 人		
2	双葉町民生児童委員協議会	大 橋 正 子		
3	双葉町社会福祉協議会	高 野 泉		
4	社会福祉法人ふたば福祉会	木 幡 智 清		
5	社会福祉法人ふたば福祉会 特別養護老人ホームせんだん	山 本 一 弥 田 中 勝 弘	～令和6年12月31日 令和7年1月1日～	会長 会長
6	双葉町教育委員会	高 野 春 美 山 本 正 人	～令和6年10月27日 令和6年10月28日～	
7	双葉町老人クラブ連合会	前 田 洋 海		
8	双葉町スポーツ推進委員会	箭 内 充		
9	双葉町女性会	谷津田 敬 子		
10	双葉町結婚対策協議会	木 幡 昌 也		副会長

3 策定経過

実施年月日	事 項
令和6年3月15日～ 3月29日	子ども・子育てに関するアンケート調査の実施
令和6年8月26日	双葉町福祉計画推進協議会 ・第1期双葉町こども計画策定について ・第1期双葉町こども計画ニーズ調査報告書について
令和6年12月13日	双葉町福祉計画推進協議会 ・第1期双葉町こども計画骨子（案）について
令和7年3月10日	双葉町福祉計画推進協議会 ・第1期双葉町こども計画案についての検討

双葉町こども計画

発行：令和 7 年 3 月

双葉町役場 健康福祉課

〒979-1495

福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西 73 番地 4

電話 0240-33-0131（直通）



双葉町